**■　大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン勉強会について**

資料４－１

|  |
| --- |
| ア．大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインとは |

条例に規定する事項の的確な運用に資するため、従来の設計マニュアルに代わるものとして、条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、都市施設の設計時や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめたもの。

【作成の目的】

　・府民に条例の内容や関連事項をわかりやすく示すことで、理解促進につなげる。

　・施設の管理者や設計者に基準や配慮すべき事項をわかりやすく示し、施設の新設や維持管理時等における理解促進につなげる。

【作成後の対応】

　・作成後は府ホームページに登載し、広く府民、施設管理者及び設計者等に周知を図り、それぞれの場面での活用を促す。

　・ガイドラインの記載内容については、新たなテーマが生じた場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

|  |
| --- |
| イ．勉強会発足の経緯 |

　第３回審議会（H26/9/16）において、「（仮称）大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を、福祉のまちづくり審議会において当事者参加のもと作成することを決定。

第７回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（H27/2/9）において、条例ガイドラインを作成する過程で、

・「部会委員の負担が大きい（各組織内における説明と意見の取りまとめの負担が大きい）」

・「委員にガイドラインの内容をより深く理解していただくための対応が必要」

という意見が多数出たことから、これを踏まえ、規定上本人の出席しか認められない審議会（部会）としてではなく、審議会委員を核としつつも、他の委員関係者にも参加できる枠組みとして、任意の会議体の「勉強会」を開催することを決定。

|  |
| --- |
| ウ．勉強会について |

　委員及び委員関係者：委員及び委員関係者相互で議論を行い、ガイドラインの記載事項について理解を深めていただき、適宜ご意見をいただく。

　事務局　　　　　　：設計マニュアルからの変更点を中心に、ガイドラインのご説明を行う。

　　　　　　　　　　　ガイドライン案の記載事項に関する委員及びその関係者からの質疑に対し、

趣旨等のご説明を行う。

【勉強会におけるご意見の取り扱いについて】

勉強会の中で表明いただいたご意見については、今年度後半に開催する部会において、正式なご意見として部会委員から表明いただき、部会での議論にてその取り扱いを決定しますので、原則として勉強会の時点でその採否等の判断は行わないこととします。

（表明いただいたご意見については、事務局で記録いたします。）